

第四十一号議案

東京都監査委員条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都監査委員条例の一部を改正する条例

東京都監査委員条例（昭和三十九年東京都条例第二百二十三号）の一部を次のように改正する。
第六条中「第七十五条第二項」の下に「、法第百九十八条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。